

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○森林病虫害等防除法による薬剤防除（地上散布）を行う区域及び期間…（環境局自然環境部緑環境課）…

告示（監）

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者……………

告示

●東京都告示第五百五十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

令和七年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域及び期間

（一）区域

大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（二）期間 令和七年五月七日から同年七月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その他必要な事項

（一） 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

（二） 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、（三）による申請書を提出する場合は、この限りではない。

（三） 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

（四） 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の（二）に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

（五） 知事は、（四）の措置を行った場合において、その費用

の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

告示（監）

●東京都監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和7年4月17日

東京都監査委員	龍 円 あいり
東京都監査委員	小 磯 善 彦
東京都監査委員	茂 垣 之 雄
東京都監査委員	後 藤 靖 子
東京都監査委員	小 粥 純 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
三 枝 和 臣	世田谷区大原一丁目7番7号
浜 田 陽 介	埼玉県春日部市八丁目300番地6
古 田 峻 介	荒川区西日暮里三丁目9番18－303号
皆 田 裕 之	新宿区市谷加賀町二丁目5番22－301号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

高 橋 瑠 美 国分寺市東元町一丁目26番9号

令和7年4月17日から令和8年3月31日まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

